

国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則

平成 27 年 3 月 25 日制定
平成 28 年 3 月 31 日改正
平成 30 年 11 月 13 日改正
令和元年 12 月 24 日改正
令和 2 年 10 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 24 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正
令和 4 年 10 月 25 日改正
令和 4 年 11 月 22 日改正
令和 4 年 12 月 6 日改正
令和 5 年 3 月 22 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 給与（第 4 条～第 8 条）
- 第 3 章 給与の特例等（第 9 条～第 11 条）
- 第 4 章 雑則（第 12 条～第 14 条）
- 第 5 章 規則の実施（第 15 条, 第 16 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 25 条第 6 項の規定に基づき、富山大学に勤務する年俸制（一）の適用を受ける教育職員（以下「年俸制（一）適用教員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

（給与の支払）

第 2 条 年俸制（一）適用教員の給与は、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第 2 条の規定に準じて支給する。

（対象者）

第 3 条 年俸制（一）適用教員は、職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教授、准教授、講師及び助教のうち、この規則の適用を希望し、かつ、学長が適用を認めた者とする。

2 前項により本規則の適用職員となった者は、原則として昇任等の場合においても、引き続き年俸制（一）適用教員とする。

第 2 章 給与

（給与）

第4条 年俸制（一）適用教員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の基本年俸は、基本給及び業績給とする。

3 第1項の諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、安全衛生管理手当、医師指導手当、教員特別業務手当、外部資金獲得手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当及び面接指導実施医師手当とし、職員給与規則の規定に準じて支給する。ただし、管理職手当の支給額は、別表第3に定めるとおりとする。

4 年俸制（一）適用教員の本給月額は、基本年俸の12分の1の額とする。

（基本年俸）

第5条 基本年俸の額は、所定の労働時間による労働に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、労働の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件を考慮して、別表第1に定める年俸制（一）教員本給表により決定する。

2 前項の基本年俸の額は、勤務実績等を勘案し、本規則の適用職員となって以降の5年度ごとに改定を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる場合の基本年俸の額は、学長が別に定める。

4 前各項に規定するもののほか、基本年俸の決定に関し必要な事項は、別に定める。

（業績給）

第6条 業績給は、毎年10月1日に決定し、前条により決定された額を基礎額とし、基礎額に別に定める業績評価による総合評価点を基に、職員就業規則第2条第2項に定める教育職員のうち、国立大学法人富山大学職員給与規則第3条第2項に定める教育職本給表（一）の適用を受ける者、国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則の適用を受ける者及び国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則の適用を受ける者を別表第2に定める業績給判定基準の対象として、同表に定める反映区分に区分し、その反映区分に応じて別表第4に定めた率を乗じた額を支給する。ただし、新たに採用となった者及び業績評価の対象者から除かれた者の業績給は、年俸制（一）教員本給表に定める基準額とする。

2 前項に定める反映区分については、国立大学法人富山大学学術研究部会議年俸制適用教員業績給判定委員会（以下「年俸制適用教員業績給判定委員会」という。）にて審議等を行い、学長が決定する。

3 学長が特に必要があると認めた場合は、前2項にかかわらず、業績給を決定することができる。

4 年俸制適用教員業績給判定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（通知及び不服申立て）

第6条の2 学長は第6条第1項による反映区分について対象者全員に通知する。

2 前項の通知により、業績給の決定について不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して2週間以内に、不服の理由を明記した文書により、学長に不服申立てを行うこ

とができる。

3 学長は、前項の不服申立てを受けた場合は、必要に応じて年俸制適用教員業績給判定委員会に調査等を行わせることができる。

4 学長は、第2項の不服申立てについて、調査等結果を不服申立て者に通知する。なお、この通知に対しては、再度、不服申し立てを行うことはできない。

(労働1時間当たりの給与額の算出)

第7条 労働1時間当たりの給与額は、本給月額、管理職手当、安全衛生管理手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当及び面接指導実施医師手当(以下「算入賃金」という。)を基にして、次の算出式により得た額とする。

$$\frac{\text{算入賃金} \times \text{年間当り月数}}{\text{年間所定労働日数} \times \text{1日当り所定労働時間数}}$$

第3章 給与の特例等

(退職者の給与)

第8条 年俸制(一)適用教員が、職員就業規則第11条により退職にされた場合には、職員給与規則第31条の規定に準じて退職者の給与を支給することができる。

2 退職にされた年俸制(一)適用教員には、他の規定に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等の給与)

第9条 国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則(以下「育児休業規則」という。)により育児休業等をする年俸制(一)適用教員の給与の支給については、次に定めるとおりとする。

(1) 育児休業又は出生時育児休業をしている期間(育児休業規則第23条の2に規定する出生時育児休業中の就業日等は除く。)については、給与を支給しない。

(2) 年俸制(一)適用教員が部分休業の承認を受けて労働しない場合には、第11条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第7条に規定する労働1時間当たりの給与額(円未満四捨五入)を減額して給与を支給する。

(3) 年俸制(一)適用教員が育児短時間勤務をしている期間における本給月額、管理職手当、安全衛生管理手当、医師指導手当及び教員特別業務手当は、それぞれこの規則において定められた額により算出した額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た率を乗じて得た額とすること。

(4) 年俸制(一)適用教員が出生時育児休業中の就業日において、出生時育児休業により勤務しない時間がある場合には、その労働しない1時間につき、第7条に規定する労働1時間当たりの給与額(円未満四捨五入)を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者の給与)

第10条 国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則により介護休業等をする年俸制(一)適用教員の給与の支給については、次に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 職員が部分休業の承認を受けて労働しない場合には、第11条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第7条に規定する労働1時間当たりの給与額（円未満四捨五入）を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

- 第11条 年俸制（一）適用教員が労働しないときは、国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第7条の規定による休日（同規則第8条の規定により休日を他の労働日と振り替えられ、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した年俸制（一）適用教員にあつては、当該休日を振り替えた日）である場合又は休暇による場合その他その労働しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する労働時間1時間当たりの給与額（円未満四捨五入）にその労働しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び出生時育児休業中の就業日において、出生時育児休業により勤務しない時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

第4章 雑則

（休暇の給与）

- 第12条 労働時間等規則第16条に規定する休暇の期間は、所定労働時間を勤務したときに支払われる通常の給与を支給する。ただし、同規則第21条第6項に該当する場合は、無給とする。

（日割計算）

- 第13条 給与の日割計算は、職員給与規則第36条の規定に準じて支給する。この場合において、同条中「第32条第1項第4号及び第5号」とあるのは、「第9条第1項第3号」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

- 第14条 この規則により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

- 第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）

- 第16条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

年俸制（一）教員本給表

号給	年俸額	年俸額の内訳	
		基本給	業績給
1	2,664,000 ^円	1,864,800 ^円	799,200 ^円
2	2,784,000	1,948,800	835,200
3	2,904,000	2,032,800	871,200
4	3,024,000	2,116,800	907,200
5	3,144,000	2,200,800	943,200
6	3,264,000	2,284,800	979,200
7	3,384,000	2,368,800	1,015,200
8	3,504,000	2,452,800	1,051,200
9	3,624,000	2,536,800	1,087,200
10	3,744,000	2,620,800	1,123,200
11	3,864,000	2,704,800	1,159,200
12	3,984,000	2,788,800	1,195,200
13	4,104,000	2,872,800	1,231,200
14	4,224,000	2,956,800	1,267,200
15	4,344,000	3,040,800	1,303,200
16	4,464,000	3,124,800	1,339,200
17	4,584,000	3,208,800	1,375,200
18	4,704,000	3,292,800	1,411,200
19	4,824,000	3,376,800	1,447,200
20	4,944,000	3,460,800	1,483,200
21	5,064,000	3,544,800	1,519,200
22	5,184,000	3,628,800	1,555,200
23	5,304,000	3,712,800	1,591,200
24	5,424,000	3,796,800	1,627,200
25	5,544,000	3,880,800	1,663,200
26	5,664,000	3,964,800	1,699,200
27	5,784,000	4,048,800	1,735,200
28	5,904,000	4,132,800	1,771,200
29	6,024,000	4,216,800	1,807,200
30	6,144,000	4,300,800	1,843,200
31	6,264,000	4,384,800	1,879,200
32	6,384,000	4,468,800	1,915,200
33	6,504,000	4,552,800	1,951,200
34	6,624,000	4,636,800	1,987,200
35	6,744,000	4,720,800	2,023,200
36	6,864,000	4,804,800	2,059,200
37	6,984,000	4,888,800	2,095,200
38	7,104,000	4,972,800	2,131,200
39	7,224,000	5,056,800	2,167,200
40	7,344,000	5,140,800	2,203,200
41	7,464,000	5,224,800	2,239,200
42	7,584,000	5,308,800	2,275,200
43	7,704,000	5,392,800	2,311,200

44	7,824,000	5,476,800	2,347,200
45	7,944,000	5,560,800	2,383,200
46	8,064,000	5,644,800	2,419,200
47	8,184,000	5,728,800	2,455,200
48	8,304,000	5,812,800	2,491,200
49	8,424,000	5,896,800	2,527,200
50	8,544,000	5,980,800	2,563,200
51	8,664,000	6,064,800	2,599,200
52	8,784,000	6,148,800	2,635,200
53	8,904,000	6,232,800	2,671,200
54	9,024,000	6,316,800	2,707,200
55	9,144,000	6,400,800	2,743,200
56	9,264,000	6,484,800	2,779,200
57	9,384,000	6,568,800	2,815,200
58	9,504,000	6,652,800	2,851,200
59	9,624,000	6,736,800	2,887,200
60	9,744,000	6,820,800	2,923,200
61	9,864,000	6,904,800	2,959,200
62	9,984,000	6,988,800	2,995,200
63	10,104,000	7,072,800	3,031,200
64	10,224,000	7,156,800	3,067,200
65	10,344,000	7,240,800	3,103,200
66	10,464,000	7,324,800	3,139,200
67	10,584,000	7,408,800	3,175,200
68	10,704,000	7,492,800	3,211,200
69	10,824,000	7,576,800	3,247,200
70	10,944,000	7,660,800	3,283,200
71	11,064,000	7,744,800	3,319,200
72	11,184,000	7,828,800	3,355,200
73	11,304,000	7,912,800	3,391,200
74	11,424,000	7,996,800	3,427,200
75	11,544,000	8,080,800	3,463,200
76	11,664,000	8,164,800	3,499,200
77	11,784,000	8,248,800	3,535,200
78	11,904,000	8,332,800	3,571,200
79	12,024,000	8,416,800	3,607,200
80	12,144,000	8,500,800	3,643,200
81	12,264,000	8,584,800	3,679,200
82	12,384,000	8,668,800	3,715,200
83	12,504,000	8,752,800	3,751,200
84	12,624,000	8,836,800	3,787,200
85	12,744,000	8,920,800	3,823,200
86	12,864,000	9,004,800	3,859,200
87	12,984,000	9,088,800	3,895,200
88	13,104,000	9,172,800	3,931,200
89	13,224,000	9,256,800	3,967,200
90	13,344,000	9,340,800	4,003,200
91	13,464,000	9,424,800	4,039,200
92	13,584,000	9,508,800	4,075,200

93	13,704,000	9,592,800	4,111,200
94	13,824,000	9,676,800	4,147,200
95	13,944,000	9,760,800	4,183,200
96	14,064,000	9,844,800	4,219,200
97	14,184,000	9,928,800	4,255,200
98	14,304,000	10,012,800	4,291,200
99	14,424,000	10,096,800	4,327,200
100	14,544,000	10,180,800	4,363,200
101	14,664,000	10,264,800	4,399,200
102	14,784,000	10,348,800	4,435,200
103	14,904,000	10,432,800	4,471,200
104	15,024,000	10,516,800	4,507,200
105	15,144,000	10,600,800	4,543,200
106	15,264,000	10,684,800	4,579,200
107	15,384,000	10,768,800	4,615,200
108	15,504,000	10,852,800	4,651,200
109	15,624,000	10,936,800	4,687,200
110	15,744,000	11,020,800	4,723,200
111	15,864,000	11,104,800	4,759,200
112	15,984,000	11,188,800	4,795,200
113	16,104,000	11,272,800	4,831,200
114	16,224,000	11,356,800	4,867,200
115	16,344,000	11,440,800	4,903,200
116	16,464,000	11,524,800	4,939,200
117	16,584,000	11,608,800	4,975,200
118	16,704,000	11,692,800	5,011,200
119	16,824,000	11,776,800	5,047,200
120	16,944,000	11,860,800	5,083,200
121	17,064,000	11,944,800	5,119,200
122	17,184,000	12,028,800	5,155,200
123	17,304,000	12,112,800	5,191,200
124	17,424,000	12,196,800	5,227,200
125	17,544,000	12,280,800	5,263,200
126	17,664,000	12,364,800	5,299,200
127	17,784,000	12,448,800	5,335,200
128	17,904,000	12,532,800	5,371,200
129	18,024,000	12,616,800	5,407,200
130	18,144,000	12,700,800	5,443,200
131	18,264,000	12,784,800	5,479,200
132	18,384,000	12,868,800	5,515,200
133	18,504,000	12,952,800	5,551,200
134	18,624,000	13,036,800	5,587,200
135	18,744,000	13,120,800	5,623,200
136	18,864,000	13,204,800	5,659,200
137	18,984,000	13,288,800	5,695,200
138	19,104,000	13,372,800	5,731,200
139	19,224,000	13,456,800	5,767,200
140	19,344,000	13,540,800	5,803,200
141	19,464,000	13,624,800	5,839,200

142	19,584,000	13,708,800	5,875,200
143	19,704,000	13,792,800	5,911,200
144	19,824,000	13,876,800	5,947,200
145	19,944,000	13,960,800	5,983,200
146	20,064,000	14,044,800	6,019,200
147	20,184,000	14,128,800	6,055,200
148	20,304,000	14,212,800	6,091,200
149	20,424,000	14,296,800	6,127,200
150	20,544,000	14,380,800	6,163,200

別表第2

業績給判定基準	反映区分
極めて顕著な業績を有すると判断される者	S
教員業績評価に関する学系ごとかつ職階ごとの総合評価点の順位において、上位から5%以内の範囲である者	A
教員業績評価に関する学系ごとかつ職階ごとの総合評価点の順位において、上位から5%を超え30%以内の範囲である者	B
教員業績評価に関する学系ごとかつ職階ごとの総合評価点の順位において、上位から30%を超え70%以内の範囲である者	C
教員業績評価に関する学系ごとかつ職階ごとの総合評価点の順位において、上位から70%を超え95%以内の範囲である者	D
教員業績評価に関する学系ごとかつ職階ごとの総合評価点の順位において、上位から95%を超える者	E

備考1 S評価区分の決定は、当該学系長からの推薦により、年俸制適用教員業績給判定委員会で審議の上、学長に推薦する。

備考2 反映区分の決定にあたっては、学系ごとかつ職階ごとに総合評価点により層化した人数の母数に1を加算した上で決定する。

別表第3

管理職手当支給額

区分	月額
1種	130,000円に職員給与規則第11条に定める地域手当支給割合及び第11条の2に定める広域異動手当支給割合（以下「地域手当等支給割合」という。）を乗じて得た額
2種	105,000円に地域手当等支給割合を乗じて得た額
3種	90,000円に地域手当等支給割合を乗じて得た額
4種	80,000円に地域手当等支給割合を乗じて得た額
5種	65,000円に地域手当等支給割合を乗じて得た額

別表第 4

反映区分	成績率
S	100 分の 130
A	100 分の 120
B	100 分の 105
C	100 分の 100
D	100 分の 95
E	100 分の 80